6　この申告書を、1(4)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
(1)　この申告書の表の「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」、「財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、」及び「財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、」の字句を、それぞれ抹消すること。
(2)　4(2)から4(8)までの記載の要領は、この申告書を1(4)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、4(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、4(6)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、4(7)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、4(8)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」とする。
7　「(その他)」の欄には、1(3)又は1(4)に掲げる場合に該当して提出するときは、施行令第2条の32第5項に規定する積立期間の末日を記載すること。
8　この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは日本工業規格A6とする。）をもつてこの表に代えることができる。

別表第七(一)の表中

「

源泉徴収税額（所得税）	千　円	株式等譲渡所得割額（住民税）	千　円

」を「

源泉徴収税額（所得税）	千　円	株式等譲渡所得割額（住民税）	千　円	外国所得税の額	千　円

」に改め、同表の備考2(7)に次のように加える。

ヘ　「外国所得税の額」の欄には、その年中の第18条の13の5第2項第9号に掲げる外国所得税の額の総額を記載すること。

別表第七(一)の備考2(18)中「添付する」を「、添付する」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十一の改正規定を次のように改める。

　第十八条の十一第一項中「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第五号中「第三十七条の十一の三第二項」を「第三十七条の十一第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に、「第九項」を「第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第五号中「及び数」の下に「（法第三十七条の十一第二項第四号に掲げる社債的受益権及び法第三条第一項第一号に規定する特定公社債（以下この条、第十八条の十三の五第二項第五号において「特定公社債等」という。）にあつては、額面金額）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第二十五条の十の二第十二項」を「第二十五条の十の二第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十五条の十の二第十二項第二号イ」を「第二十五条の十の二第十一項第二号イ」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二十五条の十の二第十二項第二号ニ」を「第二十五条の十の二第十一項第二号ニ」に改め、同項第三号中「及び数」の下に「（特定公社債等にあつては、額面金額）」を加え、同項第四号中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第二十五条の十の二第十三項第二号」を「第二十五条の十の二第十二項第二号」に、「附則第二十九条」を「附則第二十九条第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十四項第十七号」に改め、「の数」の下に「又は額面金額」を加え、「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十五条の十の二第十四項第三号」に改め、「合計数」の下に「又は額面金額の合計額」を加え、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十四項第十七号」に、「第二十二項に」を「第二十一項に」に改め、同号イ及びロ中「及び数」の下に「又は額面金額」を加え、同号ハ中「第二十二項第一号ハ」を「第二十一項第一号ハ」に改め、「という。）」の下に「若しくは会社法第六百八十三条に規定する社債原簿管理人（資産の流動化に関する法律第百二十五条の規定により読み替えられた会社法第六百八十三条に規定する特定社債原簿管理人又は投資信託及び投資法人に関する法律第百六十六条第二項に規定する投資主名簿等管理人を含む。第二十一項第一号ハにおいて「社債原簿管理人等」という。）」を、「及び数」の下に「又は額面金額」を加え、同号ニ及びホ中「及び数」の下に「又は額面金額」を加え、同項第二号中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十四項第十七号」に改め、同号ロ中「、数」の下に「又は額面金額」を加え、同項第三号中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十四項第十七号」に改め、「の数」の下に「又は額面金額」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二十五条の十の二第十五項第二十二号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十四号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十四号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第二十五条の十の二第十五項第二十五号イに」を「第二十五条の十の二第十四項第二十五号イに」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十四号イ」に改め、同項第二号中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十六項」を「第二十五条の十の二第十五項」に改め、同項第一号及び第二号中「第二十五条の十の二第十六項」を「第二十五条の十の二第十五項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十五条の十の二第十四項第三号」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項第五号中「及び数」の下に「（特定公社債等にあつては、額面金額）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第二十五条の十の二第十六項後段」を「第二十五条の十の二第十五項後段」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第二十五条の十の二第十六項後段」を「第二十五条の十の二第十五項後段」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十五条の十の二第十四項第三号」に改め、同号イ中「第十一項第一号イ」を「第十項第一号イ」に改め、同号ロ中「第二十五条の十の二第十五項第十三号」を「第二十五条の十の二第十四項第十三号」に改め、同号ハ中「株主名簿管理人等」の下に「若しくは社債原簿管理人等」を、「及び数」の下に「又は額面金額」を加え、「第十一項第一号ハ」を「第十項第一号ハ」に改め、同項第二号中「、数」の下に「又は額面金額」を加え、同